

福岡県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定実施要領

第1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、農業を営む者が、福岡県内の農地に関して作成した、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を知事が認定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 認定の申請

法第4条第1項の規定により導入計画の認定を受けようとする農業者は、導入計画認定申請書（様式第1号）に導入計画（様式第2号）を添付し、知事（農林事務所普及指導センター経由）に正副2部提出するものとする。

市町村長等は農業者の申請書を取りまとめて、知事（農林事務所普及指導センター経由）に提出することができる。

2 知事は必要に応じて市町村長の意見（様式第3号）を求めるものとする。

第3 認定

知事は、前条の導入計画が、法第4条第3項に基づき適切と認められる場合は、導入計画の認定を行い、認定証（様式第4号）を農業者に交付するものとする。

2 知事は、導入計画の認定を行ったときは、関係市町村長へ通知するものとする。

第4 導入計画の変更

法第5条第1項の規定による導入計画の変更申請については、第2及び第3に準じて行うものとする。

第5 実施状況の報告

知事は、法第9条の規定により農業者に対し、導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた農業者は、実施状況報告書（様式5号）により知事（農林事務所普及指導センター経由）に正副2部報告するものとする。

第6 認定の取消

農業者は、導入計画に従った農業生産を行うことが困難となった場合は、認定取消申請書（様式第6号）に認定証を添付し、知事（農林事務所普及指導センター経由）に提出するものとする。

2 知事は、法第5条第2項の規定により認定を取り消した場合は、その旨を農業者及び関係市町村長へ通知するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、導入計画の認定に関して必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成11年12月10日から施行する。

附則

この要領は、平成19年5月14日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。